

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人康仁会の理事、監事及び評議員の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 常勤理事長とは、理事長のうち毎週土曜日・日曜日を除く5日間定例的に執務する者をいう。
- 3 非常勤理事長とは、理事長のうち前号の者以外の者をいう。
- 4 常勤理事とは、理事のうち毎週土曜日・日曜日を除く5日間定例的に執務する者（施設長）をいう。
- 5 非常勤理事とは、理事のうち前号の者以外の者をいう。

### (報酬等の支給方法)

第3条 報酬は、理事、監事及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬を支給しない。

- 2 理事長及び常勤理事に対する報酬等の支給は、毎月25日（支給日が金融機関の休日にあたる場合はその前日）に、本人名義の金融機関口座に振り込みにより支給する。
- 3 非常勤理事、監事及び評議員に対する報酬等は、理事会又は評議員会への出席のほか、法人業務に従事した都度、現金により本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこともできる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤理事長の報酬は、評議員会において別に定める総額の範囲内で、理事会において決定する。

第5条 非常勤理事長の報酬は、評議員会において別に定める総額の範囲内で、理事会において決定した常勤理事長の年俸×（毎週定例的に執務する日数÷5）とし、理事会において決定する。

第6条 常勤理事の報酬は、別表3により、職員（施設長）としての給与を支給し、常勤理事としての報酬は支給しない。

第7条 非常勤理事の報酬は、別表4に定めた額を支給する。

- 2 理事会及び評議員会開催日にあわせて法人の業務を行った場合は、理事会及び評議員会出席に係る報酬及び交通費は支給しないものとする。

第8条 監事の報酬は、別表5に定めた額を支給する。

2 理事会及び評議員会開催日にあわせて監事監査業務を行った場合は、理事会及び評議員会出席に係る報酬及び交通費は支給しないものとする。

第9条 評議員の報酬は、別表6に定めた額とし、各年度の総額が定款8条で定めた額を超えない範囲で支給する。

2 評議員会開催日にあわせて評議員業務を行った場合は、評議員会出席に係る報酬及び交通費は支給しないものとする。

(出張旅費)

第10条 理事が、法人業務のため出張する場合は、別表7に定めた額を支給する。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(公表)

第11条 法人は、本規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第12条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成22年8月6日より適用する

2012.5.26 第3条改訂 平成24年6月1日より適用する

2017.4.1 第3条、第5条改訂

2019.6.1 定義、報酬等の支給方法、報酬等の額の算定方法の一部および公表改訂

2020.2.1 第3条 報酬等の支給方法 2項、3項、4項を追加